

平成29年2月24日  
(一社) 日本民間放送連盟

適正な番組制作取引に向けた民放連のこれまでの取り組みについて

- ・ 2002年に総務省「ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会」が設置されたことを契機として、制作取引のさらなる公正性・透明性を確保するため、民放連は翌2003年に「番組制作委託取引に関する指針」を定めました。この指針をもとに民放各社は制作会社に向けた周知を行っており、在京テレビキー5社は自社の「自主基準」を定めて社内周知を図るとともに、ホームページに公開するなど、制作会社に向けた周知を行っています。
- ・ 2004年の下請法改正で番組の制作委託取引が「情報成果物作成委託」として下請法の適用対象となった際は、公正取引委員会と協議のうえ、公取委が「運用基準」を、民放連が「下請法遵守マニュアル」を作成しました。民放連は「改正下請法全社説明会」を開催して同マニュアルの周知を図るとともに、その後も全会員社に継続的に配付しています。
- ・ 2009年に総務省の「放送コンテンツの製作取引適正化ガイドライン」が策定された際は、総務省のご協力を得て、民放連単独開催を含めて全国6か所で、都合7回の説明会を行い、会員社に対するガイドラインの周知と下請法の遵守の徹底を図りました。以後、ガイドラインは上記の「下請法遵守マニュアル」にも収録し、全会員社に周知しています。
- ・ その後の定例的、継続的な周知活動としては、毎年、会員社を対象に開催している「著作権研修会」で番組制作に関わる契約実務と法令について解説する講義を設けています。また、全国の著作権責任者が集まる会合でも、関係省庁の動向を定期的に報告しています。
- ・ 昨年度の総務省のフォローアップ調査の結果では、地上基幹放送事業者での総務省ガイドラインの認知率は95.6%となっていますが、民放連ではガイドラインに沿った会員社における適正な番組の制作委託取引の維持に、引き続き取り組んでまいります。

以上

平成15年3月

## 番組制作委託取引に関する指針

日本民間放送連盟

民間放送事業者は、放送の社会的責任と公共的使命を重んじ、公共の福祉の増進、文化の向上、社会・経済の発展のため、豊かでより良い放送番組の提供に努める。

そのため、放送事業の根幹をなすとともに、いまやあらゆる伝送路を通じての提供が期待されている放送番組に関し、制作環境の一層の整備・充実を図り、流通システムの構築・円滑化等を進めることは極めて重要である。その実現にあたっては、放送番組の価値の最大化を目指し、対等なパートナーとしての番組制作事業者と放送事業者とが、さらに相互理解を深め、緊密な協力関係を維持発展させていくことが望まれる。

その一環として、テレビの番組制作委託取引にあたっては、言論・表現および放送番組編集の自由の確保を前提にしつつ、独占禁止法等の関係法令を遵守するとともに、以下の基本的な指針により、さらなる公正性・透明性の確保を行い、良質な番組の創造と活用を推進する。

なお、細目および各社ごとの具体的な取扱いについては、必要に応じ、各民間放送事業者が自主的に定めるものとする。

### [制作委託に関する基本事項]

1. 番組制作事業者との番組制作委託取引にあたっては、委託取引の諸条件について双方十分に協議し合意のうえ、契約書などの文書化を行う。
2. 委託取引の契約書等には、番組制作の委託内容(制作本数、納入期日、放送予定日を含む)、代金支払いに関する事項、権利の取扱い、利用条件等について、合意した内容を明確に記載する。
3. 委託取引にかかわる代金については、委託内容、権利の取扱い、利用条件等に応じて、対価、支払時期、支払方法等の諸条件を適正に取り決める。
4. 当初の契約目的外の利用については、制作実態、代金等の契約条件に応じて、利用にあたっての手続きや相手方との交渉・契約の仕方(いわゆる窓口業務等)、利益配分その他の諸条件を十分協議のうえ、適正に取り決め、流通の円滑化と効率化に努める。
5. 当該契約の内容や履行に関して、想定外の事情や疑義等が生じた場合は、双方誠意をもって解決を図り、必要に応じて誤解のないよう文書により確認を行う。

### [取引に関する基本姿勢(関係法令等にもとづく例示)]

1. 正当な理由がないにもかかわらず、委託した番組の受領を拒むことはしない。
2. 制作委託の目的および取引条件に照らし、一方的で不当なやり直しを要請することはない。
3. 当該制作取引と併せて、関わりのない他の取引や役務の提供を強要することはない。
4. 番組制作に関わる物品や役務の指定にあたっては、十分に協議のうえ合理的な範囲で取り扱うこととし、購入や利用を一方的に強制することはない。
5. 取引にあたっては、やむを得ない事情により編成変更などが生じた場合の措置方法や不測の事態に備えた双方の役割と義務等も必要に応じて協議し明確化する。

以上

# 0テレ 企業・IR情報

日本語 English 中文

会社概要	プレスリリース	IR情報	番組向上への取り組み
------	---------	------	------------

番組向上への取り組み > 番組制作委託取引に関する指針細則

## 番組向上への取り組み

● 会社概要	▼
● プレスリリース	▶
● IR情報	▶
● 番組向上への取り組み	▼
▶ 番組向上への取り組みトップ	
▶ 放送番組全体について	
▶ 青少年への配慮	
▶ 字幕・解説放送スケジュール	
▶ デジタル放送	
○ 採用情報	▶
コンプライアンス憲章	▶
情報セキュリティ基本方針	▶
国民保護業務計画	▶
日テレ・サステナビリティ	▶
一般事業主行動計画について	▶
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画	▶
個人情報保護基本方針	▶
免責事項	▶
よくあるご質問	▶



PDFファイルでご提供しているデータをご覧になるには、Acrobat Readerが必要となります。

### ● 番組制作委託取引に関する指針細則

2003年4月14日制定

2005年3月15日改訂

日本テレビ放送網株式会社

日本テレビは、憲法に基づけられた表現の自由の下で、報道、娯楽、教養、教育などを目的とする番組を通じて、多様な意見を取り上げ、国民の知る権利に応えることで健全な民主主義の発達に資すると共に、国民大衆の暮らしを豊かにする映像文化をつくり出すことを目指しています。

この目的の遂行には、多くの制作会社の協力が必要不可欠です。両者が、対等なパートナーとして相互理解を深め、緊密な協力関係を維持発展させていくことこそが、放送番組の編集の自由を確保し、延いては言論・表現の自由を守ることに繋がると思います。

日本テレビは、制作会社と公正性、透明性が確保された番組制作委託取引を行うべく、社団法人日本民間放送連盟の「番組制作委託取引に関する指針」に基づき、「放送番組制作委託取引に関する自主基準」を以下のとおり定めます。

#### [ 制作委託に際しての基本姿勢 ]

制作会社との番組制作委託取引にあたっては、委託取引の諸条件について、制作会社とあらかじめ十分に協議し合意のうえ、契約を締結します。

契約書(案)は、原則として当社が用意している定型契約書の中から、制作会社との協議に基づいて、契約実態に合った適切なものを選択して用いることとし、契約の締結は、制作着手前までに行うよう努力します。定型契約書の内容は、後述「契約書で定める事項」にしたがって作成します。

制作委託に際しては、「日本テレビコンプライアンス憲章」に則り、「独占禁止法」「下請代金支払遅延等防止法」等の関係法令を遵守するとともに、制作会社のスタッフへの十分な安全対策を講じます。

#### [ 契約書で定める事項 ]

- 契約の目的  
テレビ放送番組の制作に関し、番組全体、あるいは番組の一部の制作業務を委託することを明記。
- 番組の概要  
タイトル、放送予定期間、放送時間、出演者、スタッフなどの情報によって番組概要を特定。
- 委託の概要  
具体的な委託内容を明記。番組の一部の制作業務の委託の場合は、プロデュース、演出、編集仕上げ等の委託内容を具体的に明記。
- 著作権  
制作実態に応じた著作権の帰属を明記。なお、制作会社に著作権が帰属する場合、日本テレビが取得する放送権の地域、期間、回数を明記。
- 納入物件  
VTR等納入媒体の規格、および台本、使用楽曲報告書他、納入する物件を明記、および各種納入物件の納入場所、日時を明記。
- 納入物の改変  
編成・放送上必要な編集が出来ることを明記。
- 二次利用  
商品化、海外番組等の二次利用に際しては、各項目毎に窓口の担当をどこにするかにつき制作会社とよく協議して決定する。また、二次利用の配分については、制作寄与度に応じた配分を行うと明記。
- クレジット  
製作の主体・責任と著作権の帰属が制作会社の場合は、「製作著作 ○○制作会社」、日本テレビの場合は「製作著作 日本テレビ」というように、制作実態と著作権の帰属が一致するように明記。
- 権利処理  
制作会社が行わなければならない権利処理の範囲を明記。
- 制作基準等  
日本テレビ番組基準、技術基準、および、日本民間放送連盟放送基準にしたがって制作を行うことを明記。
- 対価の支払い  
金額、支払日、支払方法を明記。対価の支払いが下請代金支払遅延等防止法に違背しないよう定める。

- 制作の中止  
制作中止となった場合の扱いを明記。
- 契約解除条項  
契約違反があった場合の扱いを明記。

以上

#### [ 参考:日本民間放送連盟 番組制作委託取引に関する指針 ]

民間放送事業者は、放送の社会的責任と公共的使命を重んじ、公共の福祉の増進、文化の向上、社会・経済の発展のため、豊かでより良い放送番組の提供に努める。

そのため、放送事業の根幹をなすとともに、いまやあらゆる伝送路を通じての提供が期待されている放送番組に関し、制作環境の一層の整備・充実を図り、流通システムの構築・円滑化等を進めることは極めて重要である。その実現にあたっては、放送番組の価値の最大化を目指し、対等なパートナーとしての番組制作事業者と放送事業者とが、さらに相互理解を深め、緊密な協力関係を維持発展させていくことが望まれる。

その一環として、テレビの番組制作委託取引にあたっては、言論・表現および放送番組編集の自由の確保を前提にしつつ、独占禁止法等の関係法令を遵守するとともに、以下の基本的な指針により、さらなる公正性・透明性の確保を行い、良質な番組の創造と活用を推進する。

なお、細目および各社ごとの具体的な取扱いについては、必要に応じ、各民間放送事業者が自主的に定めるものとする。

#### [ 制作委託に関する基本事項 ]

1. 番組制作事業者との番組制作委託取引にあたっては、委託取引の諸条件について双方十分に協議し合意のうえ、契約書などの文書化を行う。
2. 委託取引の契約書等には、番組制作の委託内容(制作本数、納入期日、放送予定日を含む)、代金支払いに関する事項、権利の取扱い、利用条件等について、合意した内容を明確に記載する。
3. 委託取引にかかる代金については、委託内容、権利の取扱い、利用条件等に応じて、対価、支払時期、支払方法等の諸条件を適正に取り決める。
4. 当初の契約目的外の利用については、制作実態、代金等の契約条件に応じて、利用にあたっての手続きや相手方との交渉・契約の仕方(いわゆる窓口業務等)、利益配分その他の諸条件を十分協議のうえ、適正に取り決め、流通の円滑化と効率化に努める。
5. 当該契約の内容や履行に関して、想定外の事情や疑義等が生じた場合は、双方誠意をもって解決を図り、必要に応じて誤解のないよう文書により確認を行う。

#### [ 取引に関する基本姿勢(関係法令等にもとづく例示) ]

1. 正当な理由がないにもかかわらず、委託した番組の受領を拒むことはしない。
2. 制作委託の目的および取引条件に照らし、一方的で不当なやり直しを要請することはしない。
3. 当該制作取引と併せて、関わりのない他の取引や役務の提供を強要することはしない。
4. 番組制作に関わる物品や役務の指定にあたっては、十分に協議のうえ合理的な範囲で取り扱うこととし、購入や利用を一方的に強制することはしない。
5. 取引にあたっては、やむを得ない事情により編成変更などが生じた場合の措置方法や不測の事態に備えた双方の役割と義務等も必要に応じて協議し明確化する。

以上

▶ 会社概要	▶ IR情報	▶ 番組向上への取り組み	▶ 採用情報
<ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 概要</li> <li>&gt; 組織図</li> <li>&gt; グループ企業</li> <li>&gt; 国内ネットワーク</li> <li>&gt; 海外ネットワーク</li> <li>&gt; 日本テレビ略史</li> <li>&gt; 所在地</li> <li>&gt; 定例記者会見要旨</li> <li>&gt; 汐留・日テレプラザ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 決算短信</li> <li>&gt; アニュアルレポート</li> <li>&gt; 決算説明会</li> <li>&gt; 中期経営計画</li> <li>&gt; 東証開示資料</li> <li>&gt; IRカレンダー</li> <li>&gt; 株式情報</li> <li>&gt; 外国人等の議決権割合</li> <li>&gt; 株主総会</li> <li>&gt; 報告書</li> <li>&gt; 株価</li> <li>&gt; コーポレートガバナンス</li> <li>&gt; 有価証券報告書</li> <li>&gt; IR情報</li> <li>&gt; IR基本方針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 放送番組審議会</li> <li>&gt; 番組基準</li> <li>&gt; 放送番組の種別</li> <li>&gt; 取材・放送規範</li> <li>&gt; 反社会的勢力に対する考え方</li> <li>&gt; 番組制作委託取引に関する指針細則</li> <li>&gt; 社外番組モニター制度</li> <li>&gt; 青少年向け番組の放送</li> <li>&gt; フォーラムの開催</li> <li>&gt; メディア・マガジン</li> <li>&gt; 放送と青少年に関する委員会</li> <li>&gt; 字幕・解説放送スケジュール</li> <li>&gt; DPA デジタル放送推進委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; コンプライアンス憲章</li> <li>&gt; 情報セキュリティ基本方針</li> <li>&gt; 国民保護業務計画</li> <li>&gt; 日テレ・サステナビリティ</li> <li>&gt; 一般事業主行動計画について</li> <li>&gt; 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画</li> <li>&gt; 個人情報保護基本方針</li> <li>&gt; 免責事項</li> <li>&gt; よくあるご質問</li> </ul>
▶ プレスリリース			

▶ プレスリリース

▶ 会社情報

company information

- ▶ 会社概要
- ▶ テレビ朝日グループ理念
- ▶ テレビ朝日倫理規範
- ▶ テレビ朝日行動基準
- ▶ Action for EARTH!
- ▶ 企業価値基準
- ▶ 社長定例会見
- ▶ 社史
- ▶ 組織図
- ▶ グループ会社
- ▶ ネットワーク

▶ 電子公告

electronic public notice

▶ IR 情報

(テレビ朝日ホールディングス)

▶ 番組向上への取り組み

program improvement efforts

- ▶ 番組基準
- ▶ 放送番組審議会
- ▶ 放送番組向上への対応
- ▶ 放送番組の種別
- ▶ 字幕・解説放送対応番組
- ▶ 番組制作発注に関する自主基準
- ▶ 反社会的勢力排除についての指針

▶ 社会・環境活動(CSR)

corporate social responsibility

- ▶ 環境への取り組み
- ▶ 学習支援・コミュニケーション活動
- ▶ 社会福祉活動
- ▶ 次世代育成支援
- ▶ 女性活躍推進

▶ 国民保護業務計画

▶ 採用情報

employment information

HOME > 番組向上への取り組み > 番組制作発注に関する自主基準

## 番組制作発注に関する自主基準

program improvement efforts

### 番組制作発注に関するテレビ朝日の「自主基準」について

現在、テレビ番組の多くは、制作会社の協力を得て作られています。当社では、制作会社はテレビ局にとって番組を共に作っていくうえで大切なパートナーであり、友好関係をさらに深めると共に、その関係は常に「公正・透明なもの」であるべきだと考えています。そして、そうした健全な関係の維持は、結果として、テレビ番組の流通(二次利用)を促進するものと確信しています。

そこで、当社では、社団法人日本民間放送連盟の「番組制作委託取引に関する指針」に基づき、制作会社に番組の制作業務を発注する際の遵守事項、留意事項を盛り込んだ「番組制作発注に関する自主基準」(以下、単に「自主基準」といいます)を設け、2004年3月30日付けで全社員に通達しました。以下は、その骨子です。

#### 1. 制作業務発注に関するテレビ朝日の基本的な考え方

自主基準では、制作業務の発注に関する当社の基本的な二つの方針を中心に据えています。

- (1) 制作会社は、良質な番組を共に創造していく大切なパートナーであり、私たちと対等な立場にあること。
- (2) 発注にあたっては、「独占禁止法」「下請法」等の関係法令およびこれらの運用基準等を遵守すること。

この二項目を貫いているのは、「発注者としてのテレビ局は優越的地位にあるが、局職員はその地位を決して濫用してはならない。」という考えです。この基本方針は、局制作番組における個別業務の発注、完全パッケージ番組※の発注にかかわらず適用しています。

※「完全パッケージ番組(完パケ番組)」とは、番組制作のすべてを制作会社に委託し(お任せし)、完成品を納品させることをいいます。放送できる状態にまとめられているので、「パッケージ」の名称で呼ばれています。もともと、制作会社にお任せしているからといって、テレビ局が制作活動に一切関与しないわけではなく、企画、キャスティング、脚本家の選考、編集等々、様々な過程で、様々な作業に関与するケースがあり、その度合いは番組ごとに異なります。

#### 2. 制作業務発注に関する具体的な取り扱い

次に、制作業務発注に際して遵守すべき具体的な内容を提示します。これらの内容は、社団法人日本民間放送連盟(民放連)が2003年3月に公表した「番組制作委託取引に関する指針」、ならびに当社の「制作業務発注に関する基本的な考え方」を踏まえて設定しました。

##### (1) 制作形態の明確化

発注に先立ち、その番組が「局制作番組」なのか、「外部発注番組(完パケ番組)」なのか、あるいは「共同制作番組」なのかを明確にすること。

##### (2) 説明と承諾

発注に際しては、事前下記事項を制作会社側に詳しく説明し、承諾を得ること。

1. 番組の企画意図、編成意図。
2. 発注する業務の種類と範囲。
3. 当社側が行う業務の種類と範囲。
4. 発注話数、時間枠、納入物件の規格等、番組の仕様に係わる事項。
5. 放送予定日、納入期日、納入場所。
6. 当社が行う検査項目(技術基準、考査基準等に適合するかのチェック)と検査に要する日数。
7. 当社が取得する権利(地上波放送権のみか、衛星放送権や有線放送権も含むのか、二次利用権は・・・等々)。
8. 対価、支払い期日、支払い方法。  
なお、対価については金額のみならず、対価の内容(制作費の他、取得権利料が含まれることや権利処理の範囲等)を説明すること。
9. 制作業務遂行に際しての遵守事項。

以上が発注に際して、制作会社側に詳しく説明し、承諾を得るべき事項です。なお、契約書に盛り込むべき内容については、総務省の「ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会」が2004年3月26日に「放送番組の制作委託に係る契約見本(契約書の必要事項)について」を公表していますので、その内容も参考にしています。

##### (3) 協議と交渉

当社が提案した発注条件に関して承諾が得られなかった場合は、十分協議・交渉し、双方が納得できる条件を見い

出すこと。

#### (4) 文書化の必要性

制作業務の受発注内容を明確にするため、完パケ番組であろうと、局制作番組における個別業務の発注であろうと、内容を明記した文書を取り交わすこと。

#### (5) 完全パッケージ番組(完パケ番組)発注の契約書

当社では、制作会社への完パケ番組発注には、定型化した「テレビ放送番組制作契約書」(A3サイズ、表ウラ仕様)を用意しています。この契約書を用いる場合は、予め「タイトル」「発注話数」「金額」「放送の範囲」等の必要事項を記入した契約書(案)を相手方制作会社に呈示し、承諾を得たうえで本契約を締結すること。

なお、完パケ番組用の契約書に関して、相手方の承諾が得られず、諸条件に変更が生じた場合は、表面「特約事項」に変更内容を明記すること。

#### (6) 二次的利用

BS・CS、ブロードバンド、DVD等々、様々なメディアが出現した今日、テレビ番組の幅広い流通(マルチ展開)が期待されています。制作会社にとって、番組の二次的利用は大きな関心事であり、制作業務発注の際には、放送外の利用(二次的利用)についても話し合っておくこと。

#### (7) 中止の措置

番組は、編成プランを立てた以上、予定の話数を予定の日時に放送するのが理想です。しかし、諸事情により、放送できなかつたりやむを得ず番組を打ち切るケースもありえます。このような番組の制作中止については、制作会社に対して誠意をもって対応を行わなくてはなりません。

特に、以下の2項目について配慮すること。

1. 制作中止にいたった経緯、原因についての十分な説明。
2. 制作会社が既に制作にとりかかり、出費している場合はその費用負担。

#### (8) 制作クレジット表示

制作業務の発注にあたっては、契約内容と共に、制作クレジットの表示方法を相手方制作会社へ申し入れ、承諾を得ること。承諾が得られない場合は、制作クレジットの内容について、あらかじめ協議しなくてはなりません。

なお、テレビ朝日が用いる制作クレジットは、社内に設けられた「制作表示検討会議」(所管:編成部、事務局:ライツ推進部)で、毎年その内容、あり方について検討することになっており、現行の主な規定は以下の通りです。

1. 局制作番組 「制作著作 テレビ朝日 制作協力 ○○会社」
2. 完全パッケージ番組 「制作 テレビ朝日 ○○会社」
3. 共同制作番組 「制作 テレビ朝日 ○○会社」

#### (9) 不当なやり直しの禁止

質の高い、より良い番組を制作し放送するためには、企画を何度もねり直し、編集をくりかえし、ナレーションの文言に推敲を重ね、背景音楽が映像イメージにあうように何度も差し替えたりします。制作過程での、こうしたやり直し作業は当然のことであり、許されることです。しかし、完成し一旦納品したにもかかわらず、再度あるいは再度やり直しをさせたり、事前に企画意図や編集意図を十分に説明していなかったために全面的に作り直しをさせたり、あるいは必要もないのにやり直しを強要したりする行為は、優越的地位の濫用であり、「独占禁止法」や「下請法」に反する行為として違法性が問われます。

完成・納品後のやり直しは、予め要請した内容と納入したものが明らかに異なる場合や技術的、考査的(差別用語等)問題の発生に限られ、それ以外のやり直し要請については、やり直しに要した費用を負担しない限り許されません。

自主基準に盛り込まれた「番組の制作業務発注に際して遵守しなくてはならない具体的な内容」は以上の通りです。なお、「下請法」の改正にともない、これまで口頭で行っていた制作業務の発注に対しても、2004年4月以降、一定の条件にあてはまる場合は、「発注書」や「契約書」等の書面を交付・発行し、関係書類を保存する義務が発生することになりました。そこで、自主基準では、改正下請法についてもその概要を説明し、遵守するよう指示しています。

自主基準では、この他、民放連の「番組制作委託取引に関する指針」、当社の放送番組に用いる制作クレジットの規定、独占禁止法による役務の委託取引における「優越的地位の濫用」に関する指針(ガイドライン)等も掲示しています。

冒頭述べた通り、テレビ局にとって、制作会社は良質な番組を制作していくための大切なパートナーであり、この自主基準をきっかけに、さらに良好な関係を維持していくことを期待しています。

(文責:編成制作局ライツ推進部)

■ PAGE TOP

番組制作と放送のルール

## 番組制作委託取引に関する自主基準

2003年12月10日 制定

2005年03月07日 改訂

2009年04月01日 改訂

2016年04月01日 改訂

TBSは、放送の社会的使命と責任を深く認識し、メディアの特性を十分に活用して、良質で豊かな放送番組の提供に努めることにより、文化の向上と普及に資することを切望している。

TBSでは、この目的の達成に向けて、外部の制作会社との番組制作委託取引においても、放送文化を担う対等な立場のパートナーであることを常に念頭に置き、緊密な相互の協力関係を維持発展させるとともに、公正性・透明性が確保された取引を積極的に推進することを基本姿勢とする。

このため、一般団法人日本民間放送連盟の「番組制作委託取引に関する指針」に基づき、特に制作会社に番組全体の制作・納入を依頼する取引（いわゆる完パケ発注）に適用となる「番組制作委託取引に関する自主基準」を以下のとおり定め、社内における周知徹底を図るものである。

※「完パケ発注」の完パケとは完全パッケージの略で、放送番組の一部ではなく全体の制作・納入を制作会社に委託する取引形態をいう。

### 〔番組制作委託取引についての基本的方針〕

1. 制作会社に番組制作を委託する段階で、速やかに著作権の帰属、制作費を含めた発注条件をできるだけ明確化して提示する。
2. 放送局と制作会社は放送文化を支える対等な立場のパートナーであることを忘れず、双方の希望を最大限実現する姿勢で委託取引の協議に臨み、相互に納得できる合意が得られるよう努力する。
3. 合意内容に対する認識の相違を避けるため、合意の成果を直ちに書面化することにより、可能な限り早期に契約書を締結する。
4. 委託取引が、独占禁止法、下請代金遅延等防止法ほかの関係法令を遵守した内容となるよう常に精査し、必要な場合には適宜修正を行う。

### 〔契約書に明記すべき事項〕

制作会社と締結する制作委託契約には、原則としてTBSの定型契約書を利用するものとし、主に以下の事項を明記する。

**委託内容:**対象番組の題名、放送予定、キャスト等を具体的に記載

題名、放送予定が決定されていない場合は未定と記載し、決定次第、連絡のうえ明記する。また、キャストのうち主役クラスに関しては、制作委託契約の前提条件となるケースもあり得るので可能な限り記載する。

**制作会社の遵守事項:**放送基準の遵守や安全管理義務等

制作会社の遵守事項として、放送の社会的公共性を考慮し、日本民間放送連盟放送基準とTBS放送基準を遵守した内容での番組制作と収録中の出演者、スタッフ、第三者に対する安全管理等を求める。

**納入する物件:**制作会社が納入すべき完成VTR等の物件の明確化と納入の場所、日時

制作委託契約の結果、制作会社がTBSに納入すべき各種物件と納入場所、日時を事前に明確化する。

**委託対価の金額と支払い方法:**原則として納入月の翌月末日支払い

番組制作が特に長期に及ぶ場合など委託対価の一部前渡しが必要と判断される場合には、具体的な金額、支払い日時、条件等を別途の特約で定めることもあり得る。

**放送権:**TBSが取得する放送権の地域、期間、回数

TBSをキー局とするJNN系列全国ネット(同時ネット、異時ネット、番販ネットを含む)で初回から放送される番組では、原則として、放送権の地域は日本全国を対象とする。この場合、放送権の回数とは、都道府県等それぞれの地域ごとに計算するものとする。また、放送権期間の起算時期は、番組(連続番組の場合は、その最終話)の初回放送日とする。

**番組の目的外利用:**番組の地上波放送以外への利用窓口と利用手順

想定される番組の目的外利用の項目ごとに、TBS、制作会社のいずれを利用窓口とするかをあらかじめ決めておくことは、目的外利用をいっそう活性化させるために望ましい。従って、契約時点で可能な限り、利用窓口を明確化させるように努める。やむを得ず未定とする場合には、新たな利用の要請が発生した時点で両者が速やかに協議し、利用窓口を決定する。

**制作話数の増減:**制作話数に変動がある場合の費用負担等の措置

キャストの病気や事故、天災地変等が発生した場合には、当初にTBSが制作委託した番組の話数に満たないうちに、制作を中止することがあり得る。その場合には、制作中止の理由、制作進行状況等を勘案のうえ費用の負担について決定する。

**番組中の権利処理:**制作会社の権利処理責任範囲

TBSが取得する放送権の地域、期間、回数において、番組を放送利用するための番組に含まれる著作権、著作隣接権等一切の権利処理を、制作会社は、自らの責任と負担においてあらかじめ行わなければならない。(TBSが著作権等管理事業者との協定により包括的に許諾されている、音楽と商業用レコードに関する諸権利を除く。)

返却方法:放送期間満了後のVTR返却と以後の保管

TBSは、前述の放送期間満了または放送権の回数終了後、番組が収録されたビデオテープを制作会社に返却する。制作会社では、番組の将来の利用のためにこれを良好な状態で保管する。

放送できなかった場合の措置:特別番組等により放送がなかった場合の取り扱い

重大事件の報道等の特別番組により、番組の一部または全部が放送できなかった場合には、TBSは、その番組を改めて放送することができる。これは、放送権の回数には含まない。

契約有効期間:契約各条項の効力を有する期間

損害賠償と解約:契約違反の際の措置

その他特約事項:個別の制作委託に応じた特別の取り決め

TBSの定型契約書の条文によらないことを双方が合意した場合には、特約としてその旨を定めることとする

#### 〔番組の目的外利用〕

番組の目的外利用に関する第三者への許諾窓口(いわゆる窓口業務)をTBS・制作会社のいずれが担当するかは、双方にとって特に重大な関心事であるが、番組価値の最大化の観点から、双方で十分に協議し決定することを原則とする。また、TBSが窓口業務の担当となった場合は、積極的に番組の目的外利用を推進するとともに、制作会社に対して、成果として得られた収益から、事前に合意した内容に従い配分金の支払いを公正に行うことを約束する。

※「窓口業務」とは、番組の目的外利用を第三者に使用許諾し、使用料等を徴収してこれを相手方に配分する業務をいう。

#### 【参考】

##### 番組制作委託取引に関する指針

平成15年3月 日本民間放送連盟

民間放送事業者は、放送の社会的責任と公共的使命を重んじ、公共の福祉の増進、文化の向上、社会・経済の発展のため、豊かでより良い放送番組の提供に努める。そのため、放送事業の根幹をなすとともに、いまやあらゆる伝送路を通じての提供が期待されている放送番組に関し、制作環境の一層の整備・充実を図り、流通システムの構築・円滑化等を進めることは極めて重要である。その実現にあたっては、放送番組の価値の最大化を目指し、対等なパートナーとしての番組制作事業者と放送事業者とが、さらに相互理解を深め、緊密な協力関係を維持発展させていくことが望まれる。その一環として、テレビの番組制作委託取引にあたっては、言論・表現および放送番組編集の自由の確保を前提にしつつ、独占禁止法等の関係法令を遵守するとともに、以下の基本的な指針により、さらなる公正性・透明性の確保を行い、良質な番組の創造と活用を推進する。なお、細目

および各社ごとの具体的な取扱いについては、必要に応じ、各民間放送事業者が自主的に定めるものとする。

〔制作委託に関する基本事項〕

1. 番組制作事業者との番組制作委託取引にあたっては、委託取引の諸条件について双方十分に協議し合意のうえ、契約書などの文書化を行う。
2. 委託取引の契約書等には、番組制作の委託内容(制作本数、納入期日、放送予定日を含む)、代金支払いに関する事項、権利の取扱い、利用条件等について、合意した内容を明確に記載する。
3. 委託取引にかかわる代金については、委託内容、権利の取扱い、利用条件等に応じて、対価、支払時期、支払方法等の諸条件を適正に取り決める。
4. 当初の契約目的外の利用については、制作実態、代金等の契約条件に応じて、利用にあたっての手続きや相手方との交渉・契約の仕方(いわゆる窓口業務等)、利益配分その他の諸条件を十分協議のうえ、適正に取り決め、流通の円滑化と効率化に努める。
5. 当該契約の内容や履行に関して、想定外の事情や疑義等が生じた場合は、双方誠意をもって解決を図り、必要に応じて誤解のないよう文書により確認を行う。

〔取引に関する基本姿勢(関係法令等にもとづく例示)〕

1. 正当な理由がないにもかかわらず、委託した番組の受領を拒むことはしない。
2. 制作委託の目的および取引条件に照らし、一方的で不当なやり直しを要請することはしない。
3. 当該制作取引と併せて、関わりのない他の取引や役務の提供を強要することはしない。
4. 番組制作に関わる物品や役務の指定にあたっては、十分に協議のうえ合理的な範囲で取り扱うこととし、購入や利用を一方的に強制することはしない。
5. 取引にあたっては、やむを得ない事情により編成変更などが生じた場合の措置方法や不測の事態に備えた双方の役割と義務等も必要に応じて協議し明確化する。

## 番組制作委託取引に関する自主基準

株式会社テレビ東京は、放送番組の制作委託取引において公正性・透明性をより一層向上させ、よりよい番組作り、よりよい放送を実現するために当社の自主基準を以下のとおり定めます。

### 制作委託の基本的な考え方

1. テレビ東京は、番組制作事業者を対等なパートナーとして尊重し、相互の信頼に基づいた緊密な協力関係を維持発展させていきます。
2. 番組制作委託取引の諸条件について番組制作事業者と事前に十分に協議し合意のうえ、契約書を締結し、取引の公正性・透明性を確保します。
3. 委託取引の契約書には、委託内容、対価および支払方法、権利の範囲等について、合意した内容を明確に記載します。
4. 「独占禁止法」および「下請代金支払遅延等防止法」その他関係法令を遵守し、番組制作事業者に対し優越的地位の濫用となるような行為は起こしません。

### 番組制作の委託にあたって

1. 番組制作の委託にあたっては、番組の企画意図、編成意図、委託内容および条件等につき番組制作事業者と綿密に協議し、合意のうえで発注をおこないます。
2. 番組制作委託にあたっては、原則として当社の定型契約書を用いることとします。
3. 契約書には、番組制作事業者と協議した結果として、以下の項目を明確に記載します。

#### 契約目的

テレビ東京が番組の制作を発注し、番組制作事業者が受注して完成させることを明記します。

#### 番組の概要

番組の名称、放送予定日、委託本数、原作、脚本家、主な出演者等を明確に記載します。

#### 取得する放送権

一括発注番組(\*)においては、番組制作事業者が番組の著作権者であるという観点から、番組の放送権の許諾範囲につき以下のことを明記します。

(\*)一括発注番組とは、外部制作会社に番組制作を一括して委託するものをいう。

放送媒体（地上波、BS・CS波、CATV）、期間、回数等

#### 対価

金額、支払日、支払方法につき明確に記載します。また、対価の支払いが下請代金等支払遅延防止法に違背しないよう定めます。

#### 二次利用

番組の二次利用に関しては、原則としてテレビ東京を窓口するものとし、行使に際しては番組制作事業者と十分協議します。

#### クレジット表示

番組のクレジット表示の際の製作表記は、原則として以下のとおりとします。

「製作            テレビ東京  
                         <番組制作事業者>」

#### 制作上の遵守事項

番組の制作において番組制作事業者が遵守しなければならない事項を具体的に記載します。

#### 制作の中止

キャストの病気・事故、番組編成上の事由、天変地異等の理由により、当初の委託本数に満たないうちに番組の制作を中止する場合は、実費負担の方法等について協議のうえ誠意をもって決定します。

#### その他

債権譲渡の制限、管轄裁判所等一般的な条項につき定める。

4. 番組制作事業者との協議の結果、定型契約書の範囲に収容することのできない条件等については、明確に文章化して「特約条項」として契約書に記載するものとします。

5. 二次利用権の行使にあたっては、事前に番組制作事業者と十分協議

したうえで、期間、合意した配分率、権利処理の方法、配分金の支払方法等を明記した覚書を作成し締結します。

以上

[戻る](#)

[▲ページアップ](#)

このWEBサイトに掲載されている文章・映像・音声・写真等の著作権はテレビ東京およびその他の権利者に帰属しています。  
権利者の許諾なく、私的使用の範囲を越えて複製したり、頒布・上映・公衆送信（送信可能化を含む）等を行うことは法律で固く禁じられています。  
Copyright© TV TOKYO Corporation All rights reserved.

企業情報トップ > 番組向上への取り組み > テレビ番組制作会社の皆様へ > ごあいさつ

[会社情報](#)
[ニュースリリース](#)
[IR情報](#)

[フジ・メディア・ホールディングス]

[番組向上への取り組み](#)

- ▶ [番組基準](#)
- ▶ [番組種別の公表](#)
- ▶ [番組審議会](#)
- ▶ [人権や青少年問題について](#)
- ▶ [反社会的勢力に関する指針](#)
- ▶ [テレビ番組制作会社の皆様へ](#)
  - ▶ [ごあいさつ](#)
  - ▶ [フジテレビと制作会社とのパートナーシップに関するガイドライン](#)
  - ▶ [番組企画の受け付けについて](#)
  - ▶ [番組の利用範囲、及び権利の帰属](#)
  - ▶ [番組基準等](#)
- ▶ [制作委託取引に関する自主基準](#)
- ▶ [字幕放送](#)
- ▶ [解説放送](#)
- ▶ [社外モニター制度](#)
- ▶ [移動受信地上基幹放送番組審議会](#)

[CSR](#)
[採用情報](#)

[コンプライアンス相談窓口について](#)

[国民保護業務計画](#)

[個人情報の取り扱いについて](#)

## テレビ番組制作会社の皆様へ

### ごあいさつ

テレビ制作会社の皆様

平素からフジテレビの番組編成にご理解と多大なるご協力を賜り、誠に有難うございます。

フジテレビは地上波を中心にCS WEB配信 それとBSフジと協力して強力なメディアアグリゲーションを構成しております。その集合体の中でそれぞれのメディアが有機的に結びつき視聴者に番組をお届けしようとしております。たとえば、スポーツ中継などで予選・決勝を地上波・CS・BS・WEBで余すことなく視聴者にLIVEでお届けするなどです。

この戦略を4M（フォーメディア）戦略と総称しております。例としてスポーツをあげましたが、もちろん核となるのは皆様に制作して頂く番組であります。

4Mは常にすべてのメディアを使うのではなく地上波だけのこともあれば、地上波とWEBを組み合わせ若年層を掘り起こすこともあります。フジテレビは融通無碍に変化して、柔軟な発想をする局を目指しております。視聴者を引き付ける、手ごたえのある番組作りをしていかなければテレビの未来はありません。

そのためには、皆様と一緒に夢のある番組作りをしていく所存であります。もちろん適正な制作環境づくりにも気を配って参ります。今まで以上に緊密な連携をよろしくお願いいたします。



2015年7月1日  
 株式会社フジテレビジョン  
 専務取締役  
 稲木 甲二

[会社情報](#)
[ニュースリリース](#)
[IR情報](#)
[\[フジ・メディア・ホールディングス\]](#)
[番組向上への取り組み](#)
[■ 番組基準](#)
[■ 番組種別の公表](#)
[■ 番組審議会](#)
[■ 人権や青少年問題について](#)
[■ 反社会的勢力に関する指針](#)
[■ テレビ番組制作会社の皆様へ](#)
[▶ ごあいさつ](#)
[▶ フジテレビと制作会社との  
パートナーシップに関する  
ガイドライン](#)
[▶ 番組企画の受け付けについて](#)
[▶ 番組の利用範囲、及び  
権利の帰属](#)
[▶ 番組基準等](#)
[■ 制作委託取引に関する自主基準](#)
[■ 字幕放送](#)
[■ 解説放送](#)
[■ 社外モニター制度](#)
[■ 移動受信用地上基幹放送番組審議会](#)
[CSR](#)
[採用情報](#)
[コンプライアンス相談窓口について](#)
[国民保護業務計画](#)
[個人情報の取り扱いについて](#)

## テレビ番組制作会社の皆様へ

### フジテレビと制作会社とのパートナーシップに関するガイドライン

私たちが信頼される番組を制作していくためには、制作会社とのよきパートナーシップを確立し、制作会社の意思・意向を十分に尊重することが重要です。番組を制作・発注する立場にあるテレビ局が自らに最終的な放送責任があることを忘れ、テレビ局側の事情を一方的に制作会社に押し付けるとき、<捏造・やらせ>等あってはならない事態が起きたり、制作現場での安全性を確保できず事故が起きやすくなります。

フジテレビでは、制作会社をパートナーとして、社会に信頼される良質な番組を制作していくためのガイドラインをここに定めます。

#### 1（宣言）

制作会社はフジテレビのよきパートナーであり、両者は協力して、全番組スタッフ及び関係者に法令・株式会社フジテレビジョン番組基準及び社団法人日本民間放送連盟放送基準・制作に関する契約書等を遵守した番組制作を行う意識を徹底させ、制作環境の向上を目指し、より社会に信頼される良質な番組を制作していくように努める。

#### 2（制作前の合意）

フジテレビと制作会社は、企画内容・制作予算・制作スケジュール・権利の帰属および配分等に関して両者で検討・合意してから番組制作にあたるように努める。

#### 3（制作中の合意変更）

2条の合意にかかわらず、制作過程で合意事項を変更をせざるを得ない場合や、予測不可能な事態が生じた場合には、制作会社は速やかにフジテレビに報告する。報告を受けた場合、フジテレビは合意事項の変更等、誠意をもって速やかに対応する。

#### 4（制作過程での点検）

フジテレビプロデューサーは、番組に対して最終的な放送責任があることを自覚し、制作状況を詳細に把握するように努める。

制作のいかなる過程を問わず、違法行為や不正や危険性等が発生した場合には、制作会社はフジテレビに報告する。

フジテレビプロデューサーは、番組の内容に違法行為や不正や危険性等があると判断した場合には、制作会社及び番組関係者等に、より詳細な報告を求めるなど必要な措置を行う。

その場合、フジテレビと制作会社は協議した上、速やかに対応する。

#### 5（番組に対するクレーム等）

制作中、放送中、放送後を問わず、番組に対するクレームがあった場合、制作会社はフジテレビに対し、速やかに報告をするように努める。

クレームに対しては、フジテレビと制作会社が協議し両者協力して問題の解決にあたるようにする。

#### 6（番組制作発注者としての立場の自覚）

フジテレビは制作会社に対し番組を発注し制作する立場にあることを自覚し、上記各条項において、制作会社の報告等に対し不当な扱いをしてはならない。

フジテレビは、本ガイドラインを制作会社に開示し、その実効性を高めるように努めるとともに、プロデューサー研修や番組ごとのスタッフ及び関係者による番組全体会議などを適時適切に実施する。

また、フジテレビ社員は番組制作スタッフであるか否かにかかわらず、番組に対して率直に意見が言える勇気を持たなければならぬ。

「パートナーシップに関するガイドライン」が守られていない等、フジテレビ社員の制作会社の皆様への向き合い方に関して、お気付きの点がございましたら、編成部の宮道・保原・山本までご連絡頂きますようお願い申し上げます。また、編成部を通さず直接、御意見を伺うこともできるよう、適正業務推進室に相談ダイヤル（03-5500-8547）も設けております。ご相談・ご連絡につきましては、決して皆様の不利益にならないように配慮いたします。

2016年7月

[会社情報](#)
[ニュースリリース](#)
[IR情報  
\[フジ・メディア・ホールディングス\]](#)
[番組向上への取り組み](#)

- [番組基準](#)
- [番組種類の公表](#)
- [番組審議会](#)
- [人権や青少年問題について](#)
- [反社会的勢力に関する指針](#)
- [テレビ番組制作会社の皆様へ](#)
- [制作委託取引に関する自主基準](#)
- [字幕放送](#)
- [解説放送](#)
- [社外モニター制度](#)
- [移動受信用地上基幹放送番組審議会](#)

[CSR](#)
[採用情報](#)
[コンプライアンス相談窓口について](#)
[国民保護業務計画](#)
[個人情報の取り扱いについて](#)

## 放送番組の制作委託取引に関する自主基準

株式会社 フジテレビジョン

株式会社フジテレビジョンは、放送の公共的な使命と責任に基づいて、報道、娯楽、教養などの各分野において、良質な放送番組を継続的に供給することに力を尽くすことによって、わが国の映像文化の向上に寄与し、国民全般の暮らしを豊かにすることを目標としています。

この目標の達成のためには、外部の制作会社の協力は不可欠であり、放送文化の向上を目指す、イークオル・パートナーとしての制作会社との間で、緊密かつ公平な協力関係を維持するとともに、公正で透明な取引関係を積極的に推進することを、基本方針としています。このため、社団法人日本民間放送連盟が作成した「番組制作委託取引に関する指針」に基づき、外部制作会社に番組全体の制作を発注する取引に関して「放送番組の制作委託取引に関する自主基準」を定め、本状にて周知徹底を図ることとします。

### 1. 放送番組の制作委託取引についての基本的な考え方

番組の制作を外部制作会社に発注する場合は、以下の3項目をフジテレビの基本的な考え方とします。

- (1) 制作会社は、良質な番組を共に創造し放送文化を支えていく重要なパートナーであり、フジテレビと対等な立場にあること。
- (2) 上記前提に基づき、制作会社との緊密な協力関係を築くとともに、公正性・透明性が確保された取引関係を発展させていくこと。
- (3) 発注に当たっては、「独占禁止法」「下請法」等の関係法令およびこれらの運用基準等を遵守することを始めとし、コンプライアンス上、十分な注意を払うこと。

### 2. 制作委託に際して留意すべきこと

制作会社との制作委託取引においては、委託取引の条件に関して、事前に制作会社と十全に協議し合意の上、契約を締結します。契約書は、原則として弊社の定型のものを使用するものとし、制作の着手前に契約締結を行うことを励行いたします。また、制作にあたっては、制作会社のスタッフへの安全衛生管理に十分な配慮をします。

【契約書に明示すべき事項】

- 契約の目的：  
フジテレビが番組の制作を発注、制作会社が受注し完成・納入させることを明記。
- 委託番組の概要：  
対象番組の題名、放送予定日時、委託本数、原作者・脚本家などのスタッフ、キャスト（出演者）などを記載。
- 委託内容（範囲）の明記：  
番組全体の制作委託であるのか、一部分の制作委託であるのか、その範囲の明記。
- 納入時期・物件の特定など：  
納入される媒体ならびに規格、納入場所・日時を明記。納入時に諸規格に照らした検収があることを明記。
- 権利の帰属：  
番組の著作権が制作会社に帰属する場合、フジテレビが取得する放送権の地域、期間、回数。
- 制作話数の増減：  
制作話数に変動がある場合の措置。
- 制作中止の場合の措置：  
制作が中止になった場合の取り扱いに関する記載。
- 委託対価の金額と支払い方法：  
金額の明示、ならびに支払い方法・時期を特定。
- 制作基準など：  
フジテレビの番組基準・日本民間放送連盟の放送基準に合致すべきことの確認。
- 権利処理・権利明細書の提出：  
フジテレビが取得する放送権に見合った、権利処理が制作会社自らの責任と負担でなされることを明記（ただし、日本音楽著作権協会管理の楽曲に関する権利処理を除く）。権利処理の詳細を記した、権利処理明細書の提出を明記。
- 二次利用：  
番組を放送以外で二次的に開発して利用する場合の取り決めを記載。

○損害賠償：

契約違反の結果、損害が生じた場合の取り決めに記載。

以上

→ フジテレビトップページ → フジ・メディア・ホールディングス → フジサンケイグループ

© Fuji Television Network, Inc. All rights reserved.